

呼値の単位の段階的な適正化に伴う信認金、取引参加者保証金及び  
発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正について

平成26年4月21日  
株式会社東京証券取引所

当取引所は、信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の別表に関する一部改正を行い、平成26年7月22日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）

今回の改正は、平成26年7月22日より施行される呼値の単位の段階的な適正化（フェーズⅡ）に伴い、一部の上場銘柄について1円未満の呼値の単位が発生することを受けて、取引参加者が当取引所に預託する信認金及び取引参加者保証金並びに非清算参加者が清算参加者に預託する発行日決済取引の売買証拠金に係る代用有価証券のうち、株券の時価について、金融商品取引所における最終値段（気配表示が行われている場合には最終気配値段。）の1円未満を切り捨てた値とするために、所要の改正を行うものです。

以上